

令和5年度第1回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和5年8月28日(月) 14時～15時30分
開催場所	山口総合支所 3階 第10・11会議室
出席者	<p>【委員】 内田充範委員(会長)、濱田隆弘委員、達川政福委員、池永泰典委員、佐藤博章委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、水津利章委員、藤本小百合委員、橘康彦委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p>【オブザーバー】 山口家庭裁判所 藤村首席書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 (1) 会長の選任について (2) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について (3) 受任調整会議の運営について (4) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
議事概要	<p>1 開会 ・山口市健康福祉部長挨拶</p> <p>2 議事 (1) 会長の選任について 【委員】 内田委員に引き続きお願いしたく、推薦する。 →賛成多数により、内田委員が会長に就任。</p> <p>(2) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について ・事務局から資料2の説明 【委員】 報酬助成は、助成対象を拡大し、利用促進につながっていると思う。7月までに助成された11人の受任者は、全て専門職か。親族の受任で助成を申し立てられていることはあるのか。 【事務局】</p>

受任者は、全て専門職の方。

【委員】

相談支援の流れの中で、成年後見センターから弁護士等へ相談するところがある。これに、司法書士も入るかと思うが、司法書士会としては、直接個別の事務所へ相談するのではなく、公営社団法人リーガルサポートへ相談してほしいという思いがある。直接事務所へ相談することはあるのか。

【事務局】

法テラスへ相談させていただいたり、包括支援センターで定期的に開催している法律相談会で相談させていただいたりしている。

【会長】

リーガルサポートへの相談は、ないということか。

【事務局】

直接は、お願いはしていない。

【委員】

制度の広報及び啓発の対象は、高齢者が多くなると思うが、出前講座や成年後見センター講演会への障がい者の方の家族などの参加は、割合的にどれくらいあるのか。成年後見制度は、分かりづらいとよく聞く。障がい者の方の親御さんは高齢になってくるので、制度を理解しづらい。高齢者の場合、認知症になられている方の家族というとそのお子さんなどであり、まだ制度を理解できる。障がいの方と高齢者の方とでは、話しを聞きに来る人たちも違うのではないかと思う。

【事務局】

昨年度の出前講座では障がいの方への実績はないが、今年度予定しているうちの一回は障がいの会へ行うもの。

【委員】

参加者に、障がい当事者やその家族の方たちがどれくらいおられたのか、また、その反応が気になった。

【事務局】

把握していない。

【委員】

相談者の割合では、親族の方からの相談が22.2%と比較的多いと思うが、親族の方からの主な相談内容は、制度について知りたいというものなのか、実際に成年後見制度を受けたいという相談なのか。

【事務局】

親族の方からは、成年後見制度自体についての相談が多いと思う。実際に困っての相談が多いのは、施設などからであるように感じる。

【委員】

親族から、後見人を紹介して欲しいなどの相談はあるか。

【事務局】

ある。

(3) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料3の説明

【委員】

私も、令和4年度に受任調整会議に参加した。しっかりと調べて資料を作られているので、意見を言いやすい形になっており、参加する者として助かっている。

障がい者が0件で全て高齢者だったということだが、障がい者の方は親御さんなどがついておられるなどで、市長申立ての対象にならなかったのかと思う。障がい者の親御さんの話を聞くと、発達障害で将来どう生活するかで悩んでおられ、そちらのほうのケアが非常に大切だと思う。

受任調整会議は、この調子で権利擁護を支えればよいと思う。

【委員】

私も、令和4年度と今年度、受任調整会議の委員として参加している。会議の内容は、受任者を弁護士や司法書士、社会福祉士、親族、法人などの誰にするかだけではなく、資料が丁寧に作られており、予測される後見事務や保佐では必要な代理権についてなど、突っ込んだところまで及んでいると思う。受任前の金銭管理に不備があると受任者がそれなりの業務も必要になるといった話しや、市長申立ての場合は親族との関わりが難しいことが多いため死亡時の市からの支援について話しなどもする。形式ばらず、思いつく意見に答えてもらったり、他の委員からの意見があったりと有意義な会議になっていると思う。

【委員】

委員が言われたように、障がいのほうでは、身寄りがない方というよりも、ご家族がおられるためご家族が申し立てることが多いように、支援させていただいている中でも思う。

主治医が生活実態も含めて話を聞いてくださる場合は、スムーズに進む。しかし、単純に病気の状態のみ判断される医師の場合は、ご家族に医師に伝えることを話していても診断書にとっても軽く書いてあり、非常に困ることがある。受任調整会議は市長申立てになる方がメインなのだと思うが、支援者が手伝うだけでは難しいような事例も含めて一緒に考えていただけると、専門の方の意見も踏まえながら適切な類型の後見制度の利用につながっていくのではないかと思う。

【会長】

市長申立てのための受任調整会議ではあるが、それ以外の事案についてもケアできるような仕組みをとるという助言だと思う。難しいかもしれないが、良い方法があれば検討をお願いします。

【委員】

成年後見利用促進のために、山口市自立支援協議会の施設支援部会でも、オンラインではあるが家庭裁判所の研修会を実施した。委員も言われたが、障がいを持つ方の家族を後見人にするというか、「家族だから、自分がいる間は後見人はいない。」と言われることが多い。

在宅の間は良くて、施設入所後は違ってくる。年金やお金の管理も施設ができるので収支は赤字にはならないが、その財産を使って旅行へ行ったりすることもできるにもかかわらず、後見人が就いていないので施設としても一歩が踏み出しにくいところがある。

身元引受の方が亡くなったり、疎遠になったりした方も数名おられる。財産管理は施設がしているが、意思決定の支援をする身寄りがいない。例えば、マイナンバーカードを作るにもどうしたらよいかとか、施設の職員が判断することもできない。実際、マイナンバーカードを申請して市役所へ行っても、「本当に本人が申請したのか」、「本人とどのような関係か」などと言われる。施設職員ならと対応される市町もあるが、成年後見人でないと難しいと言われる市町もある。センターへ相談したいと思うことが数件あるので、よろしく願います。

(4) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について

・事務局から資料4の説明

【委員】

究極の目的としては、成年後見制度利用の一手手前の人や、日常生活自立支援事業などの制度や事業の狭間にある身寄りのない人への支援の課題について、多様な主体がそれぞれの特性を活かして役割分担し連携して対応する、山口市版の持続可能な権利擁護支援の仕組み構築を目指し、ワーキンググループを実施している。急に対応できるものではないため、じっくり時間をかけて検討していくことになると思う。先進事例なども資料として、参考にすると聞いています。

【会長】

先進事例とあったが、既に取り組んでおられる自治体はあるのか。

【事務局】

このモデル事業は、令和4年度から国は進めておられ、先行の自治体では、実証事業を進めておられるところもある。

アンケート調査結果にもあるが、緊急連絡先対応、身元保証、居住支援（住まいの確保）、医療同意、入院入所中に本人宅へ必要物品を取

りに行くこと、金銭管理、死後対応などといったところが、対応が難しいと、大きな課題としてあがっている。これらを全て実証事業できるかという点、それはできない。他自治体でも、当初は似たような課題を検討されているが、日常的な金銭管理支援や利用料等支払い支援など、できることから取り掛かっていると聞いている。本市の場合も、テーマとして絞り込み、一つずつワーキンググループで検討を進め、令和7年度の実証事業に取り組みそうなところから始めさせていただけたらと考えている。

【委員】

先行の自治体の事業説明を聞いたことがある。意思決定のサポーターとして、市民後見人養成講座修了者が施設へ行かれ、専門的なことではなく普通にご本人と話し、その中で出たことを施設へ伝えられたりして、なかなか本人が言えないことを代弁されたりしていると聞いた。山口市では、市民後見人養成講座はしていないと思う。意思決定のサポーターをどういう感じにするかはこれから検討するとのことだが、市民後見人養成講座はある程度期間が必要だと思う。何か想定されているようなことはあるのか。

【事務局】

山口市では、まだ市民後見人の風土がない。とりあえず、モデル事業の実証事業の対象者は2,3人になるかと思うので、その関係者に近い民生委員であるとかそういう方へサポーターの研修を行うような形になるイメージではある。全く計画にはなっておらず、そういったところから入っていくしかないかと思う。他自治体では、市民後見人養成講座は以前から実施されているが、これまで後見人として活用できていなかったような経緯があり、これで活躍の場ができ大変助かっているという話も聞く。

【委員】

福祉のサービス事業所がある程度金銭管理を担い、意思決定のサポーターが本人の意見を聞くところを担って、最終的には専門職が管理とまではいかないだろうがそんな感じになるのか。イメージとして、今の段階で検討されているものがあれば、どのような感じか。

【事務局】

金銭管理のイメージとしては、例えば、施設入所中で施設から利用するサービスについて本人へ話がある場合、そのサービスが必要かどうかを本人が迷っておられれば意思決定のサポーターが寄り添う。そして、サービス利用料が適切に支払われているかなどを専門職等が確認するような形になるかと思う。この専門職は一人ではなく、ワーキンググループのメンバーで委員会のようなものを作ってもらいたい

イメージを持っている。

これにより、入所者が施設に取り込まれるような形でサービスを利用するのもサポーターや専門職等の目があることで、制限をかけることができる。逆に、サポーターが自分の有利な方へ本人を誘導することに対しても、施設や専門職の目がある。それぞれの目が牽制しあっていく形の組織になるかと思う。

【委員】

そこを市社会福祉協議会へ委託して、市社会福祉協議会が運営していくのか。

【事務局】

そこは、まだわからない。市社会福祉協議会にやっていただくのか、市が直営で行うのかは、他の自治体を参考にさせていただきながら進めたいと思う。

【オブザーバー】

前任の岡山家庭裁判所でも、同じように月 1 回会議を行い、情報共有していた。相談・支援の流れで、成年後見センターから専門職へ相談をするようフロー図にはあるが、あまり相談していないとあった。権利擁護のアドバイス契約とかは、結んではおられないのか。

【事務局】

アドバイス契約は、結んでいない。

【オブザーバー】

いろいろな取組をされているということで、相談関係は後見の類型が多いと統計にも出ている。大分困ってから相談に来られて対応するというケースも多いために、後見の類型が多いのかとは思う。保佐や補助に結びつくような情報は、なかなか上がってこないのか。

【事務局】

こちらに相談が来るのは、市長申立てであり、身寄りがなく、施設の方で頑張れるところは頑張って、最後にセンターへ相談があるため、保佐や補助の部分の方については、まだ現場のほうで頑張っているのが現状なのかと思う。

【オブザーバー】

持続可能な権利擁護支援モデル事業は、国へ申込みしているのか。申込すれば当然認められるというものではなく、国のほうで選定されるのか。

【事務局】

国で選定されるため、今のところ確かな情報はないってないが、多分大丈夫だろうというところ。

【オブザーバー】

	<p>裁判所のほうにも、本当に困って成年後見制度を利用したいと来られるケースがある。金融機関から、預貯金を引き出すのに後見人を就けてくださいと言われ、そのまま裁判所に来られるケースが以前あった。日常生活自立支援事業を利用することで、成年後見制度を利用しなくても、もっと簡単に権利擁護ができるケースも多いのではないかと実感しているところ。新しいモデル事業をされることで、権利擁護のすそ野が広がるというか、裁判所を利用しなくても権利擁護に結びつくところが、非常に良いのではないかと思う。</p> <p>3 その他 【事務局】 参考資料には、基本規約や要綱、要領などをつけている。 次回の協議会は、来年2月頃に開催させていただけたらと考えている。また、早期に日程調整させていただきたいと考えているので、ご協力をお願いします。</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料3_受任調整会議の運営について</p> <p>資料4_持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市成年後見制度利用促進基本計画 ・山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱 ・山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱 ・山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領 ・山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議運営要領 ・山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ運営要領 ・山口市成年後見センターチラシ